付受印 31

市町村民税 給与支払報告 / 道府県民税 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

1

整理番号

高野　市町村長

××年××月××日　提出

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地　〇〇県××郡△△町1-2-3

名称　〇〇〇　株式会社

社株〇 印式〇 会〇 印

個人番号又は法人番号　×××××××××××××

担当者

部課　人事課　係

氏名　高野　一郎

電話　123 - 456 - 7890

年度		
30年度	特別徴収指定番号	999999
	宛名番号	999999
31年度	特別徴収指定番号	999999
	宛名番号	999999

給与所得者

フリガナ　コウヤ　ハナコ

氏名　高野　花子　新姓

生年月日　明・大・昭・平　××年××月××日生

個人番号　×××××××××××××

住所　1月1日現在　〇〇県××郡△△町5-6-7

異動後　〇〇県××郡△△町5-6-7

(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	1月1日以降退職時までの給与支払額
150,000円	6月分から 10月分まで 62,500円	11月分から 5月分まで 87,500円	××年 10月31日	①転勤・転籍 2退職 3死亡 4休職 5長欠 6その他 a.支払少額 b.支払不定期 c.上記以外( )	❶特別徴収継続 ❷一括徴収 ❸普通徴収（本人が納付）	2,500,000円
						控除社会保険料額 500,000円

※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。

❶特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先（特別徴収義務者）

所在地〒 ×××-×××× 〇〇県××郡△△町123

名称　△△△　株式会社

特別徴収指定番号　000000

担当者　氏名　高野　二郎　電話　012-345-6789

新しい勤務先へは、月割額 12,500 円を 11 月分（翌月10日納期限）から徴収し、納入するよう連絡済です。

❷一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

該当する項目に〇をしてください。

1　異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。
2　異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。

1の場合 本人印

徴収予定額（(ウ)と同額）　円

左記の一括徴収した税額は＿＿月分（翌月10日納期限）で納入します。

❸普通徴収の（一括徴収しない）場合（❶・❷に当てはまらない場合に記入してください。）

該当する項目に〇をしてください。**なお異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。**

1　異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。
2　異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額（ウ）を一括徴収できないため。
3　死亡による退職のため。

旧特別徴収処理欄				点検
30年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他		
31年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他		

注意事項等

1　本書は、特別徴収の（個人の市町村民税・道府県民税（住民税）を給与差引きしている又は特別徴収の給与支払報告書を提出した）従業員等が、異動（退職・転勤等）した場合にご提出いただく用紙です。
提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
2　太線枠内を記入し、3枚複写のうち、3枚ともご提出ください。なお、本書はノーカーボン紙です。
3　異動により給与等を支給しなくなった場合、その年の1月1日から異動時までの間で確定した給与等の支払額と給与等から控除した社会保険料額を「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄及び「控除社会保険料額」欄に記入してください。また、本書とは別に、翌年の1月31日（土日の場合は、2月第1月曜日）までに給与支払報告書（個人別明細書及び総括表）を提出してください。

A	B	C	D	E	F